

ID: 1942

担当部署: 都市整備課

処分の概要	指定認定事務支援法人の指定		
法令名 根拠条項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令 第1条第1項		
法令番号	平成13年政令第238号		
【基準】	<p>政令第1条の規定による。 (指定認定事務支援法人の指定)</p> <p>第1条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(以下「法」という。)第5条の12第1項の規定による指定(以下「指定」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、計画作成都道府県等の委託を受けて同項各号に掲げる事務(以下「認定支援事務」という。)を行おうとする法人の申請により行う。</p> <p>2 計画作成都道府県知事等は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。</p> <p>(1) 当該申請をした法人が、認定支援事務の運営に関する国土交通省令で定める基準に従って認定支援事務を適正に実施することができないと認められるとき。</p> <p>(2) 当該申請をした法人が、法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない法人であるとき。</p> <p>(3) 当該申請をした法人が、第4条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない法人であるとき。</p> <p>(4) 当該申請をした法人の役員のうち、法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者があるとき。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年4月1日	最終変更年月日	年 月 日